

新規・開業資金

制度名	市町村提携創業保証「創」	ほっと300	県制度 創業者支援資金
対象者	対象市町村に住所を有する法人又は個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有する方、事業を開始して5年未満の方	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	新たに事業を開始する計画を有する方、実質的に創業者に準ずるものとみなされ、創業のための資金を必要とする方
貸付限度額	500万円	300万円 ※創業後1年未満の方及び白色申告を行う方は100万円が限度額。 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で3,000万円の範囲内。	運転資金：3,000万円 設備資金：5,000万円 ※ただし、創業関連保証を受ける場合は創業関連保証の既保証残高との合算で3,500万円の範囲内。
保証期間	10年以内	1年もしくは2年（更新可）	運転資金：10年以内 設備資金：12年以内
返済方法	分割返済(1年以内の据置可)	約定弁済 随時弁済	分割返済(2年以内の据置可)
貸付利率	年1.55%（固定）	金融機関所定利率	責任共有：年1.25%（固定） 責任共有外：年1.10%（固定）
信用保証料の率	事業者負担ゼロ ※借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担はかかりません。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については事業者負担となります。	年0.39～1.62%	責任共有：年0.20～1.30% 責任共有外：年0.20～0.71%
担保	不要	不要	必要に応じ徴求